



埼玉県報

第 2 5 1 0 号
平成 2 5 年 7 月 1 9 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示\(交通規制課\)](#)
- [電子署名生成装置の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [一般国道299号の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道140号の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センター寝具類及び肌着、おむつ類賃貸借に関する入札公告\(小児医療センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人健康の森
（変更後）特定非営利活動法人けんこうの森

三 代表者の氏名

大関 恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市本町十五番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対し、介護に関する事業及び介護予防活動を行い、高齢者及び障害者がある人らしくいつまでも地域で或いは家庭で暮らしていけるような社会を築き上げることをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こころのおと

三 代表者の氏名

柳澤 典子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市荒井四丁目十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人が住み慣れた地域において、普通の暮らしを実現することができるように、すべてのライフステージを通じた途切れることのない、住み慣れた地域で生活するための支援を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
参議院議員通常選挙投票用紙印刷業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部市町村課選挙管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年5月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
凸版印刷株式会社 東京都台東区台東1丁目5番1号
- 5 落札金額
32,859,015円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年4月9日

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）島忠ホームズ草加西店

埼玉県草加市遊馬町字中沼四十一 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐輪場の配置について

駐車場の車路と接する部分の駐輪場についてはみ出し等による接触事故を避けるための対策について検討してください。また、各駐輪場までの自転車の動線を確保し、歩行者や自動車との交錯を必要最小限にするよう十分に検討してください。

バイク置場について

入口 付近に配置されているバイク置場への利用が集中し、南西部側のバイク置場の存在が周知されず、区画外の車路等へバイクが置かれる可能性もありますので、当該場所のほか、南西部側にもバイク置場があることを誘導・周知する標識等の設置を検討してください。

駐輪場の管理について

見沼代親水公園駅に近接する位置に立地するため、同駅利用者を中心に不正駐輪が横行するおそれがあります。私有地に駐輪された自転車については、本市では対応できません。当該土地管理者がすべて対応することになりますので、時間貸しによる機械式ラック整備の検討や長期間駐輪された際の対応など、事前に対応策を検討してください。

駐車場案内板の設置について

立地場所東側へ伸びる県道川口草加線（遊馬通り）は、遊馬町の主要な生活道路となつていますが、幅員が狭い上歩道のない通りとなっています。この遊馬通りへの通行車両の大幅な増大を招くことのないよう、吉場安行東京線からの進入案内については、柳島交差点のほか、川口市や足立区内へ設置するよう検討してください。

路線バスの運行を優先した駐車場出入口付近の警備・誘導について

東側バス停へアクセスする路線バス（草加駅西口～見沼代親水公園駅）は、市東南部の住民の皆様の生活の足として重要な役割を担っています。当該バスの定時性を確保する観点からも、自動車等の駐車場への誘導に際しては、路線バスの円滑な運行を優先して行うようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十五年七月十九日から平成二十五年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

U N I C U S 川 越

埼玉県川越市新宿町一丁目十七番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 騒音等の苦情が発生しないように適切な運営をすること。
- ・ 交通整理員を配置し、交通事故防止に十分配慮すること。
- ・ 夜間の子供の遊び場にならないよう、警備員による見回りや非行防止に繋がる店内放送の実施等を行うこと。
- ・ 仙波小学校、城南中学校、市立川越高等学校の通学路付近となるので、児童・生徒の登下校の安全に十分に留意すること。

二 縦覧期間

平成二十五年七月十九日から平成二十五年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 四八 八三 五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号						
草加	都市計画 区域名						
草加市 八潮市 三郷市	市町村名						
「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	都市計画の 種類及び名称						
平成二十五年 八月十九日午 前十時三十分 から	公聴会 期日及び時間						
三郷市役所2 階207会議 室	場 所						
平成二十五年 七月十九日か ら平成二十五 年八月二日ま で	公述申出書 提出期間						
埼玉県都市整 備部都市計画 課、草加市都 市整備部住 宅・都市計画 課、八潮市都 市デザイン部 都市デザイン 課、三郷市ま ちづくり推進 部都市計画課	提出先						
平成二十五年 七月十九日か ら平成二十五 年八月二日ま で	都市計画の構想 閲覧期間						
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、草加市 都市整備部住 宅・都市計画 課、八潮市都 市デザイン部 都市デザイン 課、三郷市ま ちづくり推進 部都市計画課	閲覧場所						

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号							
本庄	都市計画 区域名							
本庄市	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称							
	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」							
	期日及び時間	平成二十五年 八月二十七日 午前十時三十 分から						
	場 所	本庄市役所6 階大会議室						
	提出期間	平成二十五年 七月十九日か ら平成二十五 年八月二日ま で						
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、本庄市都 市整備部都市 計画課						
	閲覧期間	平成二十五年 七月十九日か ら平成二十五 年八月二日ま で						
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県本 庄市土整備事 務所、本庄市 都市整備部都 市計画課						

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	秩父	
市町村名	秩父市 横瀬町 皆野町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 九月五日午後 三時から
	場 所	秩父市歴史文 化伝承館1階 研修室1、2、 3、
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月十九日か ら平成二十五 年八月二日ま で
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、秩父市地 域整備部都市 計画課、横瀬 町建設課、皆 野町建設課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月十九日か ら平成二十五 年八月二日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県秩 父県土整備事 務所、秩父市 地域整備部都 市計画課、横 瀬町建設課、 皆野町建設課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	児玉
市町村名	本庄市 美里町 神川町 上里町
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」
公聴会 期日及び時間	平成二十五年 八月二十七日 午後三時から
場 所	セルデイ（本 庄市児玉文化 会館）大会議 室
公述申出書 提出期間	平成二十五年 七月十九日か ら平成二十五 年八月二日ま で
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、本庄市都 市整備部都市 計画課、美里 町建設環境 課、神川町建 設課、上里町 まち整備環境 課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年 七月十九日か ら平成二十五 年八月二日ま で
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県本 庄県土整備事 務所、本庄市 都市整備部都 市計画課、美 里町建設環境 課、神川町建 設課、上里町 まち整備環境 課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十五年七月一日から平成二十六年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリア

代表取締役 梅山 謙

告 示

埼玉県告示第千二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電子署名生成装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年1月1日(水)から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月29日（木）午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月28日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月29日（木）午前10時40分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成25年8月29日（木）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年8月21日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成25年7月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of electronic signature making device
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:40 - a.m.,August 29,2013 By mail;5:00p.m.,August 28,2013 In person;10:40a.m.,August 29,2013
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 一般国道

二 道路線名 二百九十九号

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字台字南ノ前二〇八番 一 地先から同市大字台字大沢前 三五六番一 地先まで</p>		区 間
<p>一三・六五 二五・五六</p>	<p>一三・六五 三四・三二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二九〇・〇〇</p>		延長 (メートル)
<p>平成十八年二月二十八日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路区域の一部変更である。 社会資本整備総合交付金改築工事</p>		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>二百九十九号</p>	<p>路線名</p>
<p>日高市大字台字南ノ前二〇八番一地 先から同市大字台字大沢前三五六番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年七月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二九〇・〇〇メートル</p> <p>始である。</p> <p>玉県飯能県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。</p> <p>及び平成二十五年七月十九日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号 平成十八年二月二十八日付け埼玉県</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
四一八番一地先まで	秩父郡長瀨町大字野上下郷字 中道一四三七番一地先から同 郡同町大字野上下郷字中道一	区 間
二五・〇〇	一九・八〇	敷地の幅員 (メートル)
	二〇三・五〇	延長 (メートル)
	道路災害防除工事に 伴う拡幅	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十九日

指令川建セ第二四〇一〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十五年七月十一日

川建セ第二五〇〇四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三千五百九十九番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字寄居千六百四十六番地十

木島 宏

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月十二日

指令川建セ第二三 三一一号

二 検査済証番号

平成二十五年七月十七日

川建セ第二五 四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字荒子字赤城七二 番三、七二一番一、七二一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字荒子七 四番地

三橋 守

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年六月十三日

指令越建セ第二五〇〇一三〇号

二 検査済証番号

平成二十五年七月十一日

越建セ第一七八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百三十三番二、三百三十四番、三百三十五番一、三百三十六番一、三百三十七番一、三百五十七番、三百五十九番、三百五十八番の一部（三十街区二、三、四、十画地）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業 代表取締役 兼井雅史

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月四日

指令越建セ第二四〇〇五七一号

二 検査済証番号

平成二十五年七月十一日

越建セ第一七九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字立野六百六十七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目十四番二号 エレガンシアニ〇二号

小川 知子

告 示

埼玉県立小児医療センター病院長告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県立小児医療センター病院長 中 村 讓

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立小児医療センター寝具類及び肌着、おむつ類賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成25年10月1日(火)から平成28年9月30日(金)まで。

ただし、平成26年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、または埼玉県立小児医療センターの病院機能の移転があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番地

埼玉県立小児医療センター

(5) 入札の方法

「埼玉県電子入札システム」(以下「システム」という。)により行う。

ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力、又は記載すること。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成21年3月31日付入審第513号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA級に格付けされ、「寝具類」に申請登録している者であること。
- (5) 平成20年4月1日から平成25年3月31日の間に病床数200床以上

の病院において、寝具類賃貸借業務を1年間以上誠実に履行した実績があること。

(6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14に定める基準に適合する者であること。

(7) 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日健政発第98厚生)省健康政策局長通知)第3の8(2)及び「病院、診療所等の業務委託について」(平成5年2月15日指14厚生省健康政策局指導課長通知)別添1に定める衛生基準を満たす洗濯施設を有している者であること。

4 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書

システムにて確認申請すること。ただし、システムを利用できない者は、次の場所において紙媒体で交付を受け(事前に電話により連絡すること。)、同場所に郵送(書留郵便に限る。)にて提出すること。

〒339-8551

埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込2100番地

埼玉県立小児医療センター 事務局管理部管財担当 石川

電話 048-758-1820(直通) FAX 048-758-1818

電子メール n581811@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出受付期間

ア システムにて提出する場合

平成25年7月19日(金)午前10時から

平成25年7月29日(月)午後3時まで(必着)

イ 郵送にて提出する場合

平成25年7月19日(金)午前10時から

平成25年7月29日(月)午後3時まで(必着)

(この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加資格確認申請書は無効とする。)

(3) 資格審査書類

資格審査に係る次の書類を(1)の場所へ郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 入札参加資格を満たしている旨の誓約書

イ 申請者が、法人にあっては登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書、個人にあっては住民票の写し(申請者本人のもので本籍、続柄の記入は要しない。)

ウ 3(5)に規定する業務実績を有することを証する書類(契約書の写し等)

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格審査申請書をシステムにより提出した場合はシステムにより、郵送により提出した場合はファクシミリにより、

平成25年8月5日（月）に通知する。ただし、入札参加資格がない場合は、電話にても通知する。

(5) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成25年8月7日（水）午後3時（必着）までに4(1)の場所に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はファクシミリにより通知する。

5 入札説明書及び仕様書の入手方法及び入手時期

(1) 入手方法

ア システムから下記の手順によりダウンロードすること。ただし、システムからダウンロードできない者は、4(1)の場所で紙媒体による貸与を行う。（事前に電話により連絡をすること。）

(ア) 埼玉県ホームページを開く

(イ) 「申請・手続・入札・調達」メニューから「電子入札総合案内」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）の「2：システム入口」メニューから「ここをクリックしてください!」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(カ) 部局名は「病院局」を選択する。

(キ) 課所名は「小児医療センター」を選択する。

(ク) 「物品等」を選択する。

(ケ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(コ) 検索ボタンをクリックする。

(サ) 本入札のいずれか案件を選択する。

(2) 入手期間

平成25年7月19日（金）午前10時から

平成25年7月29日（月）午後3時まで

6 入札説明会

開催しない。

7 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子メール又はファクシミリにより4(1)の場所へ提出すること。

(1) 受付期間

平成25年8月7日（水）午前9時から

平成25年8月7日（水）午後3時まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成25年8月13日（火）午後3時以降に入札参加者全員にファクシミリにて送付する。

8 入札書の受付期間及び開札に関する事項

(1) 入札書受付

システムにより提出すること。ただし、システムによる提出ができない場合

は4(1)の場所に郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札書受付期間

ア システムにて提出する場合

平成25年8月23日(金)午前9時から

平成25年8月29日(木)午後3時まで(必着)

イ 郵送にて提出する場合

平成25年8月23日(金)午前9時から

平成25年8月29日(木)午後3時まで(必着)

(この提出受付期間を過ぎて提出した入札書は無効とする。)

(3) 開札の日時

平成25年8月30日(金)午前10時

変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

9 入札保証金

免除する。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ 開札はシステムにより行うため、立会は不要とする。

ウ 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

エ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

オ 入札に参加する者の数が1人であっても入札を執行する。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を入札書とともに添付、又は提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は1回とする。

8(2)イにより郵送で入札に参加した場合において、入札書が1通のみの場合には、再度入札は辞退したものとみなす。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。

11 入札を無効とし、又は入札参加資格を失うこととなる事項

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) この公示に示した入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 財務規程第139条の規定に該当する入札書
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (4) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札書
- (5) 入札時提出書類を提出しない者の提出した入札書、所定のものと異なる方法により提出した入札書、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札書
- (6) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者の提出した入札書
- (7) 郵便により提出された入札書のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 入札者の押印のない入札書
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書
 - ウ 押印された印影が明らかでない入札書
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - オ 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書

12 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

15 Summary

(1) Nature of Services Required:

Rental and laundry service for hospital bedding, gowns and diapers for Saitama Children's Medical Center.

(2) Deadline for Submission:

By the electronic tender system: by 3:00 p.m., August 29, 2013

By registered mail: by 3:00 p.m., August 29, 2013

(3) Contact Information

Property Management Section, Hospital Management Division, Saitama Children's Medical Center

Magome 2100, Iwatuki-ku, Saitama-shi Saitama-ken 339-8551

Tel: 048-758-1820

Fax: 048-758-1818

E-mail: n581811@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年七月十九日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年七月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県生涯学習審議会委員の委嘱及び任命について

ロ その他